

事務事業名		地域材利用促進事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	011 豊かな市民生活を実現する産業の振興		事業期間	
	施策名	022 地域特性を生かした農林業の振興		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 25 年度～)	
	基本事業名	044 林業の活性化		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令				予算科目	
所属	部課名	農林水産部農林課		会計	款
	課長名	菅原 博幸		項	目
	係名	林業係	電話	27-3111	事業
	担当者	鈴木 英彦	内線	7126	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)		地域材の利用促進を図るため、大船渡市民を対象とした次の事業を実施する。 1 木質燃料燃焼機器普及事業 木質燃料の普及を目的としたペレットストーブ、薪ストーブ等燃焼機器の設置に係る費用の1/2以内で、1機当たり10万円を限度として補助する。 2 地域材利用住宅普及事業 地域材を一定量使用した住宅で、新築及び増改築に対し、最大50万円を限度として補助する。 平成27年度まで社会資本整備総合交付金を活用		全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円)	
				国庫支出金	
				都道府県支出金	
				地方債	
				その他	
				一般財源	
				事業費計 (A)	0
				正規職員従事人数	
				延べ業務時間	
				人件費計 (B)	0
				トータルコスト(A)+(B)	0

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位 ア 木質燃料燃焼機器 基 イ 地域材利用立米 m³ ウ	
前年度実績(前年度に行った主な活動)			
・申請がないため、実績なし。			
今年度計画(今年度に計画している主な活動)			
・地域材利用住宅普及事業5件100万円の補助を計画している。			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
・市内に住所を有する個人または法人若しくは団体(木質燃料燃焼機器) ・新築、増改築し、市内に居住する者(地域材利用住宅普及事業)		名称 単位 カ 木質燃料機器設置者 件 キ 新築・増改築者 人 ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
・補助金を交付し、木質燃料の普及、地域材の利用を促進する。		名称 単位 サ 補助金額 円 シ ス	
④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
・廃棄木材を燃料として利用することにより、燃料費の軽減を図るとともに、地域材の利用により、新築、増改築に必要な費用の軽減が図られる。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量	事業費	単位						
		千円						
		千円	499					
		千円						
		千円						
	人件費	千円	1,400	216	183	0	0	500
		千円	1,899	216	183	0	0	500
		人	1	1	1	1	1	1
		時間	100	50	50	0	0	50
		千円	400	200	200	0	0	200
		千円	2,299	416	383	0	0	700
⑤活動指標	ア	基	9	0	0	0	0	0
		m³	110	22	18	0	0	50
⑥対象指標	カ	件	9	0	0	0	0	3
		人	3	2	2	0	3	3
⑦成果指標	サ	円	1,899	216	183	0	0	500

事務事業ID	1594	事務事業名	地域材利用促進事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

・地域の未利用木材の有効活用を図り、木質燃料の利用を促進及び市内への定住の促進を図るため、平成25年度から事業を開始した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

・木質燃料燃焼機器は、大幅に普及したが、地域材の利用は、建築資材に軽量鉄骨材使用建築が多く、普及に歯止めが掛かった状況である。
・木質燃料燃焼機器設置に対する補助金は、個人財産の形成に対し、直接的な補助となるため、平成28年度から取り止めている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 ・地域材を活用した新築・増改築に掛る費用軽減の目的から、行政体系に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 ・市民生活の安定を図るための事業であることから、妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 ・対象は、現状維持とし、今後の建築業況を確認していく必要がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 ・成果の向上は、住宅の新築・増改築者の地域材の利用による。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 ・単年度の申請数に増加が見込まれないときは、廃止する。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 ・事業費の削減は、地域材利用者への補助金を削減することになり、利用促進を妨げることになるため削減はできない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 ・事業の周知、申請の取りまとめ等が必要であることから、正職員を担当とすることが妥当である。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 ・大船渡市民を対象とし、周知を徹底していることから、公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 特になし																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	現状維持で継続する。